

令和4年（行サ）第10号 選挙無効請求上告事件
上告人 鶴本圭子 外108名
被上告人 東京都選挙管理委員会 外10名

証拠説明書(1) 【甲 134~136】

令和4年3月 日

最高裁判所 御中

上告人（原審原告）ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 田 辺 克 彦

同 弁護士 石 渡 進 介

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 平 井 孝 典

号証	標目／作成者・出典／作成年月日／原本・写し	立証趣旨	引用頁
甲 134	<p>和田淳一郎 横浜市立大学教授／note「なぜアダムズ方式を採用するのか？」／ https://note.com/juniwada/n/n4fb2093794e6／2022年3月17日／写し</p>	<p>和田教授の試算によれば、</p> <p>① 平成 8 (1996) 年の衆議院小選挙区選挙では、平成 2 (1990) 年国勢調査人口に基づく「1 (1人別枠方式) + 最大剰余方式」で定数配分がされていた (同 note の表 1 参照： https://note.com/juniwada/n/n272e6b66b402)</p> <p>② 平成 8 (1996) 年の衆議院比例区選挙では、平成 2 (1990) 年国勢調査人口に基づく「最大剰余方式」で定数配分がされていた。 (同 note の表 2 参照： https://note.com/juniwada/n/n272e6b66b402)</p> <p>③ 平成 12 (2000) 年の衆議院比例区選挙では、平成 7 (1995) 年国勢調査人口に基づく「最大剰余方式」で定数配分がされていた。 (同 note の表 3 参照： https://note.com/juniwada/n/n272e6b66b402)</p> <p>④ 平成 15 (2003) 年の衆議院小選挙区選挙では、平成 12 (2000) 年の国勢調査人口に基づく「1 (1人別枠方式) + 最大剰余方式」で定数配分がされていた。 (同 note の表 4 参照： https://note.com/juniwada/n/n272e6b66b402)</p> <p>⑤ 平成 15 (2003) 年の衆議院比例区では平成 12 (2000) 年の国勢調査人口に基づく「最大剰余方式」で定数配分がされていた。 (同 note の表 5 参照： https://note.com/juniwada/n/n272e6b66b402)</p>	理由書(1) 30頁

甲 135 の1	総務省資料／選挙区ごとの選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数等／総務省ウェブサイト／写し	令和元年における衆議院（小選挙区）の各議員定数。 https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/meibo/meibo_h31.html	理由書(2) 156頁
甲 135 の2	総務省資料／2019年人口推計／総務省ウェブサイト／写し	総務省発表の令和元（2019）年10月1日現在の都道府県別人口数。 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200524&tstat=000000090001&cycle=7&year=20190&month=0&tclass1=000001011679	
甲 135 の3	総務省資料／2-7-3表 都道府県別地方交付税交付額／総務省ウェブサイト／写し	令和元年度の都道府県別地方交付税交付額。 https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/toukeiR01.html	理由書(2) 156頁
甲 136	「全国紙（全5紙）・地方紙等に掲載された社説・論説一覧」／弁護士升永英俊／2022年3月16日／写し	下記(1)～(4)の事項に関し、全国紙・地方紙等に各社説・論説が掲載されたこと。 (1)【衆院選】速やかな選挙制度改革（10増10減）を求める新聞社の28の社説・論説； (2)【参院選】速やかな選挙制度改革（抜本的見直し）を求める新聞社の17の社説； (3) 合区解消のための自民党憲法改正案（47条）を批判する新聞社の13の社説； (4) 抜本的な見直しをせず成立させた(参院定数)6増改正法の内容、成立の経緯を批判する42の社説・論説	理由書(1) 3, 50頁

以上